

福島県立医科大学附属学術情報センター運営委員会図書・展示部会細則

(平成18年4月1日細則第23号)

(一部改正平成20年3月3日細則第5号)

(一部改正平成26年4月1日細則第3号)

(趣旨)

第1条 この細則は、福島県立医科大学附属学術情報センター運営委員会規程（以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、福島県立医科大学附属学術情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）図書・展示部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 委員会委員のうち委員会委員長が指名する者
- (2) 附属学術情報センター教員
- (3) 標本展示物に係る講座主任等のうち委員会委員長が指名する者
- (4) 総務課学術情報室長
- (5) その他附属学術情報センター長が必要と認めた者

2 部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた時はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会には部会長及び副部会長を置き、部会長は委員会委員長が指名する者とし、副部会長は部会員の互選により選任する。

2 部会長は図書・展示部会を主宰し議長となる。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 部会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 図書館・展示館の管理運営に係る方針に関すること。
- (2) 図書館・展示館に関する規程等の制定・改廃に関すること。
- (3) 図書館・展示館の利用及び企画に関すること。
- (4) その他図書館・展示館に関する重要事項。

(定足数)

第5条 部会は部会員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(その他)

第6条 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を部会に出席させ、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は総務課学術情報室において処理する。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則の制定後、最初に任命される部会員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、任命の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。